

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願

紹介議員氏名

鈴木一夫
神部伸也

鈴木俊祐

請願第 8 号



請願の趣旨

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めます。

請願の理由

1945年の沖縄戦では一般住民を巻き込んだ凄惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人・民間人の区別なく、沖縄戦で亡くなられた24万1632名（2021年12月現在）の氏名が刻銘されている。岩手県出身の沖縄戦戦没者も685名を数える。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては日本で唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲、自決を強いられた住民や、戦闘で命を落とした兵士（アメリカや朝鮮半島など各国の兵士の遺骨も含まれる）の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われ、DNA鑑定による身元確定、遺骨を遺族へ返還する取り組みも続いている。

戦没者の遺骨や血のしみ込んだ土砂を採取し、埋め立て工事に使用することは、個々人の信仰や政治的立場を超えて、人倫に悖る非人道的な行為であり、人道的、倫理的見地から、到底許されるものではない。戦没者、その遺族の尊厳、人権を何重にも踏みにじるものである。国際人権法の観点からも、日本における固定的少数派である沖縄の人々の人権、権利は保護、尊重されなければならない。

戦没者の遺骨収集を着実に推進するため、国に対して貴議会として下記の事項について意見書を提出していただくよう請願します。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を、あらゆる埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦が行われた沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上

盛岡市議会議長 竹田浩久様

2021年12月9日

請願者住所 盛岡市仙北1-15-9-1302

氏名 澤田 つばさ